

原議保存期間	5年(平成33年3月31日)
有効期間	一種(平成33年3月31日)

各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙生経発第5号  
平成27年11月4日  
警察庁生活安全局長

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の制定について(通達)

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則(平成27年国家公安委員会規則第18号)が本日、別添のとおり公布され、不正競争防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第54号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成28年1月1日)から施行されることとなった。その内容及び関連する留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 規則の制定の趣旨

改正法による改正後の不正競争防止法(平成5年法律第47号。以下「不競法」という。)第35条第3項の規定に基づき、没収保全等を請求することができる警察庁の警察官を指定するものである。

### 2 規則の内容

#### (1) 没収保全等を請求することができる司法警察員(第1条関係)

警察庁の警察官のうち、不競法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員として、次に掲げるものを定めた。

ア 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者

イ 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官

ウ 管区警察局長の職にある者

エ 管区警察局(東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。)の広域調整部の警部以上の階級にある警察官

オ 東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広

域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官

(2) 証票（第2条関係）

第1条の規定により指定された者は、不競法に基づく没収保全等の請求をするに当たり、裁判官の要求があったときは、当該指定を受けていることを示す証票を提示しなければならないこととした。

3 関連する留意事項

(1) 都道府県公安委員会規則の制定等

不競法に基づく没収保全等を請求することができる都道府県警察の警察官については、不競法第35条第3項の規定により都道府県公安委員会が指定をすることとされているので、都道府県公安委員会規則の制定等、所要の規定を整備する必要があること。

(2) 指定の対象

不競法に基づく没収保全等を請求することができる都道府県警察の警察官の指定は、都道府県警察の実情に鑑み、職務の性質により必要があると認められる者について、指定を行うこと。

(3) 裁判所への通知

不競法第35条第4項により、同条第3項の規定に基づく没収保全等の命令に関する手続等については、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律（平成11年法律第136号）第4章第1節及び第3節の規定による処分の禁止の例によることとされていることから、犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則第10号）第23条により、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第141条の2の規定が準用される。

したがって、都道府県公安委員会において、不競法に基づく没収保全等を請求することができる警察官を指定したときは、その旨を当該都道府県公安委員会の所在地を管轄する地方裁判所に通知する必要があること。

○国家公安委員会規則第十八号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項の規定に基づき、不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月四日

国家公安委員長 河野 太郎

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

（没収保全等を請求することができる司法警察員）

第一条 警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- 一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者
- 二 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官
- 三 管区警察局長の職にある者
- 四 管区警察局（東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官
- 五 東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局長の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官

（証票）

第二条 前条各号に掲げる者は、不正競争防止法第三十五条第一項又は第二項に規定する処分の請求をするに当たり、裁判官の要求があったときは、国家公安委員会が交付する別記様式の証票を提示しなければならない。

附 則

この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

別記様式

No. \_\_\_\_\_

証 票

所 属

官職・氏名

上記の者は、不正競争防止法第35条第3項の規定による指 定を受けた司法警察員であることを証明する。

年 月 日

国家公安委員会

